

平成26年度「海と船の企画展」支援申請ガイド

1. 「海と船の企画展」とは

四方を海に囲まれた日本は、古来、海(「海洋」)を利用し、海洋国として発展してきました。近年、人々の生活と海との関わりに注目が集まり、国内外で「海洋」の重要性が再認識される状況にあります。しかし、我が国では、国民一般においてそれが広く認識・理解されているとはいえない状況です。

その状況を打開し、「海洋」に関する国民への理解増進を達成するための社会教育的分野からのアプローチとして、全国の博物館・水族館・図書館等の社会教育施設(以下、「博物館等社会教育施設」という。)で開催される「海洋」に関するテーマをもった企画展・特別展及びそれに付帯する各種普及事業を「海と船の企画展」といいます。

テーマは、人々の営みのあらゆる側面に関わる海、つまり、科学技術、歴史、環境、経済、から芸術、文化に至るまでのさまざまな分野が対象となります。

2. 船の科学館・海と船の博物館ネットワークとは

船の科学館・海と船の博物館ネットワーク(公益財団法人 日本海事科学振興財団)では、日本財団の助成を受け、「海洋」に関する国民の理解増進を達成するため、全国の博物館等社会教育施設で開催される「海と船の企画展」を支援しています。

併せて、当ネットワークでは、研修会の開催等により各館の成果を持ち寄り、全国の博物館相互の交流を深めるなど、社会教育施設を中心とした海洋教育のネットワーク拡充を図り、海洋教育の総合的な支援体制づくりに向けて活動しています。

3. 対象となる機関・団体

国、地方公共団体、独立行政法人、財団法人(※)、社団法人(※)、学校法人、宗教法人、NPO 法人(特定非営利活動法人)、会社組織、任意団体などで、公益事業を行う機関・団体であり、かつ、

①博物館等社会教育施設を運営する機関・団体

(上記の場合は、博物館名及び代表者名で申請することとします。)

②博物館等社会教育施設と連携して事業を行う機関・団体

とします。

※財団法人、社団法人とは、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例民法法人(従来の民法により設立された公益法人)を指します。

4. 選考

「海洋」に通じるテーマをもった企画展・特別展等であることを前提として、以下の事項に基づき総合的に選考します。

1. 「海洋」に関する国民の理解増進に有効性が見出せるもの
2. 「海洋」に関する博物館連携や地域連携などネットワーク構築に寄与するもの
3. 社会的インパクトが大きい、また、広く「海洋」の重要性を周知する工夫がされているもの
4. 目標が明確であり、目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるもの

5. 支援率

支援率は、開催に要する支援対象経費総額の80%以内とします。

6. 対象となる経費(支援対象経費)

対象となる経費は、当該事業の実施に必要な直接経費とします。

※費目は各機関・団体の会計規則などにあわせてご記入ください。

経費は以下の例を参考にしてください。

(例)

費目	内容
人件費	アルバイト等の経費
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
旅費交通費	出張旅費や交通費など
委託費	物品製作、調査研究、情報公開のための成果物の電子化経費など 事業の一部を他に委託する費用
消耗什器備品費	機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
通信運搬費	美術輸送、郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での経費など
広告宣伝費	開催告知などを、新聞・雑誌等で広告するための費用
その他	上記経費項目に含めることができない経費

7. 対象となる企画展・特別展の事業期間

事業期間とは、支援対象となる企画展・特別展の開催に必要な業者契約、展示物製作、資料借用・返却、会場設営・撤収などのほか、**全ての支払いが完了するまでの期間**のことを指します。

- ※1 原則、平成26年4月1日以降に開始し、平成27年3月31日までに終了することとします。
- ※2 会期とは、企画展・特別展が開催されている期間のことを指します。
- ※3 事業期間の前倒しでの開始、あるいは終了時期の延長がある場合については、必ず事前にご相談ください。

8. 申請手続き

STEP1. 【申請の準備】申請書式のダウンロード

STEP2. 【申請書の記入】機関・団体名、代表者名、公印を押印

STEP3. 【申請書の郵送】平成25年10月31日(木)必着

STEP4. 【申請受付確認メールの受信】平成25年11月7日(木)

平成25年11月10日(日)までに、受付確認メールが届かない場合はご連絡ください。

申請受付期間

平成25年10月1日(火)～10月31日(木)必着

9. 採択の通知

平成26年3月中旬から下旬までに文書をもって、選考の結果をお知らせします。それ以前のお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

10. 実施の条件及び留意事項

支援対象事業を実施する際には、以下の条件や留意事項があります。

(1) 支援実施要領の遵守について

支援対象事業として決定した際には、まず当財団から「支援決定通知」を送付します。その内容をうけて実施要領をご確認の上、「請書」を提出していただき、支援契約が成立します。これに反する行為があった場合は、支援金の返還請求等を行うこともありますので、遵守してください。

(2) 助成表示について

当財団が別途定めた日本財団助成事業ロゴマーク表示を、イベント開催時やおもな成果物等に表示していただく必要があります。

(3)「船の科学館・海と船の博物館ネットワーク」ホームページを通じた情報発信について

支援対象事業を実施した際には、各支援対象事業完了報告書及び成果物については、原則、「船の科学館・海と船の博物館ネットワーク」ホームページ上に掲載していただきます。なお、日本財団図書館および日本財団公益コミュニティサイト「CANPAN(カンパン)」にも掲載されることがあります。については、上記サイトでの公開が可能なように、完了報告書及び成果物を構成するコンテンツ素材(文字、写真、映像音声等)に関する一切の権利(所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等)についての問題を事前に解決しておいてください。

(4)完了報告書の提出について

事業期間終了後は、決められた期限までに支援対象事業完了報告書(収支計算書等を含む)及び成果物をご提出いただきます。

(5) 提出書類について

- ①ご提出いただいた書類については、その記載内容について当財団から問い合わせをすることがありますので、必ず写しを保管するようにしてください。なお、提出された書類等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ②記載事項については、修正液等で修正しないでください。
- ③全ての書類はA4版(片面のみ)に統一してご提出ください。

11. お問い合わせ先

支援に関するご相談、ご質問は、遠慮なく当財団までお問い合わせください。

《支援に関するお問い合わせ先》

公益財団法人 日本海事科学振興財団
船の科学館 学芸部 学芸課
船の科学館・海と船の博物館ネットワーク担当
TEL:03-5500-1116 FAX:03-5500-1190

支援金に関する相談や申請の受付は、全て当財団の職員が直接対応しておりますので、第三者が仲介することは一切ありません。

特に、「関係者」を名乗る者については、ご注意ください。